

26建指第580号  
平成27年1月13日

公益社団法人 愛知建築士会 会長 様

愛知県建設部建築局建築指導課長  
(公 印 省 略)

指定構造計算適合性判定機関の判定の業務範囲について（通知）

日頃から、本県建築指導行政に対して御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成26年12月1日に通知したとおり、愛知県知事の指定する指定構造計算適合性判定機関が4者となりました。つきましては、平成27年1月13日より各指定構造計算適合性判定機関が、下記の業務範囲で判定の業務を実施しますのでお知らせします。

記

指定日	指定番号	名称	判定の業務範囲
平成19年 6月6日	愛知県知事 第1号	一般財団法人 愛知県建築住宅センター	すべての建築物に係る判定の業務
平成23年 2月16日	愛知県知事 第2号	株式会社建築構造センター	すべての建築物に係る判定の業務
平成26年 12月1日	愛知県知事 第3号	株式会社東京建築検査機構	すべての建築物に係る判定の業務
平成26年 12月1日	愛知県知事 第4号	株式会社確認サービス	すべての建築物に係る判定の業務

担 当 建築指導グループ（山本、土屋）  
電 話 052-954-6586（ダイヤルイン）



国住指第 3761 号・2

平成 27 年 1 月 26 日

関係機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長



## アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果等について

平素より、国土交通省における民間建築物のアスベスト対策につきまして、多大なる御理解と御尽力を賜りありがとうございます。

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度まで建築基準整備促進事業において「アスベスト対策に資する検討」を行ってきました。また、平成 26 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）」を公布するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の作成など、民間建築物のアスベスト対策の取り組みを進めてきたところです。これらの取り組みを踏まえ、今後のアスベスト対策において留意すべき事項等を下記に示しますので、これを参考とし、アスベスト対策の更なる推進を図っていただきますよう貴機関内での周知をお願いします。

## 記

## 1. アスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査結果（建築基準整備促進事業）

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査（以下「調査」という。）について、現行の建築基準法における、アスベスト対策に必要な検討を行うことを目的とし、以下の（イ）から（ハ）までの観点から、調査を実施してきました。

- （イ）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材のアスベスト繊維の飛散性調査
- （ロ）機械室、エレベーターシャフト及び空調経路等のアスベスト繊維の飛散状況の調査
- （ハ）建築物の利用を続けながらアスベスト含有建材の除去等をおこなう場合における、当該改修工事の上下階や隣室等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

その結果、調査した範囲において、煙突内部に使用される石綿含有断熱材（以下「煙突石綿断熱材」という。）について、劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

これについては、今般、厚生労働省において、当該調査結果を参考にして石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）が見直され（石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）平成 26 年 6 月 1 日より施行）、煙突石綿断熱材を含む石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等について規制が強化され、新たに石綿則第 10 条の対象となりました。具体的には、労働者を就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある場合には、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等が次の措置を講ずることとされました。

- (1) 労働者が就業する建築物等において、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- (2) 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等については、建築物貸与者が(1)の措置
- (3) 労働者が臨時に就業する建築物等においては、呼吸用保護具等を使用させることあわせて、保温材、耐火被覆材等の封じ込め・囲い込みの作業に労働者を従事させる場合には、吹付け石綿の場合と同等の、事前調査の実施（石綿則第3条）、作業計画の策定（石綿則第4条）等の措置を講ずることとされました。

今回、飛散のおそれがあることが確認された煙突石綿断熱材は、その多くが、1960年代から80年代にかけ、労働者が就業するような建物用途（工場、事務所ビル、公共施設等）に使われたものであり、改正石綿則における措置が適切に講じられた場合には、建築物の室内環境への飛散等が生じないことが十分に期待できます。

このことから、今般、ただちに建築基準法令において、新たに煙突石綿断熱材の使用の規制を行うものではありませんが、煙突石綿断熱材をはじめ保温材、耐火被覆材等について、改正石綿則に基づき適切に措置が講じられることが重要です。貴機関におかれましては、別紙を活用し、建築物の所有者や事業者など関係会員等に対して、煙突石綿断熱材の適切な取り扱いや石綿則の遵守の徹底についても注意喚起を行う等の周知をお願いします。

参考：調査結果（建築研究所HP）

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

## 2. 建築物石綿含有建材調査者制度

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用状態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公布・施行）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。現在310名の調査者が育成されています（平成27年1月14日時点）。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切なアスベスト調査を実施するために必要な知識を有する者として所要の講習を修了した者であり、その名簿（以下「調査者リスト」という。）は講習機関（一般財団法人 日本環境衛生センター）のホームページに掲載されています。つきましては、アスベスト対策に係る国庫補助の活用の推進とともに、アスベスト調査の実施における積極的な調査者の活用又は活用の推進をお願いします。

参考：建築物石綿含有建材調査者制度等について（国土交通省HP）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html)

## 3. 建築物石綿含有建材調査マニュアル

国土交通省では、各地方公共団体における民間建築物のアスベスト対策の推進に活用いただくため、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を作成し、アスベスト対策の推進を図っているところです。貴機関におかれましては、地方公共団体のアスベスト対策の取り組みにご協力いただき、今後のアスベスト対策の一層の促進をお願いします。

参考：建築物石綿含有建材調査マニュアルについて（国土交通省HP）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000053.html)

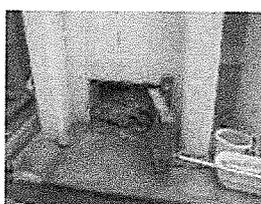
## 煙突石綿断熱材の適切な取扱いについて

### 1. 煙突石綿断熱材

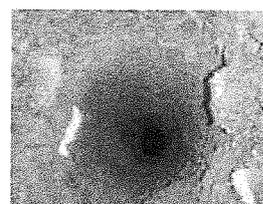
煙突石綿断熱材は、ボイラーや焼却炉の煙突に断熱目的として、主に 1960 年代から 80 年代にかけて使用されました。1990 年代には徐々に無石綿化し、新規に使用した石綿製品としては使われなくなりましたが、過去に建築された煙突には今も煙突石綿断熱材が残されている可能性があり、その劣化状況や管理の状況によっては飛散のおそれがあるため、煙突石綿断熱材についての正しい理解、適切な取扱いが必要です。



通常



劣化（はく落した断熱材が点検口内に堆積）



著しく劣化

### 2. 建築基準整備促進事業における煙突石綿断熱材に係る飛散性に関する調査結果

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査を実施し、その結果、調査した範囲において、煙突石綿断熱材について劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

参考：調査結果（建築研究所HP）

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

### 3. 石綿障害予防規則の見直し（厚生労働省）

2 の調査結果を参考に、厚生労働省において、石綿障害予防規則が見直され、煙突石綿断熱材など石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等についても規制が強化され、損傷や劣化などで石綿の飛散のおそれがある場合、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等は建材の除去、封じ込め、囲い込み等の措置が必要になりました。

参考：平成 26 年 6 月 1 日から改正「石綿障害予防規則」が施行されます（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000041832.pdf>

### 4. 適切な取扱い

2 の調査結果において、劣化が進んだもので飛散のおそれがあることが確認された煙突石綿断熱材は、その多くが 1960 年代から 80 年代にかけて建てられた工場、事務所ビル、病院、ホテル、体育館や公共施設等に使われたものです。煙突を有する建築物の所有者等におかれては、必要に応じてテナントである事業者と連携し、3 の措置をはじめとした石綿障害予防規則における石綿の飛散・ばく露防止措置を適切に講じることが重要です。

煙突断熱材に係る石綿含有の有無の確認については、専門家による調査が必要であり、建築物石綿含有建材調査者を積極的に活用しましょう。

参考：建築物石綿含有建材調査者制度等について（国土交通省HP）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html)

## 建築確認申請のための改正建築基準法（H26.6）講習会 開催のご案内

主催：一般財団法人 建築行政情報センター

「建築基準法の一部を改正する法律」が平成 26 年 6 月 4 日に公布され、原則として平成 27 年 6 月より施行される予定です。この施行に伴う関係政省令・告示等も同時に施行される予定であり、これらの内容を、国土交通省担当官から直接、詳細に解説いただく説明会を下記により開催いたします。

建築確認申請を行う設計者をはじめ広く建築基準法に関わる業務に携わる方々におかれましては、是非、参加をご検討いただきますようご案内申し上げます。なお、本講習は(一社)日本建築構造技術者協会のJSCA建築構造士登録更新のための評価点対象講習会(予定)となっております。

### <改正建築基準法の概要>

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| ・木造建築関連基準の見直し           | ・構造計算適合性判定制度の見直し |
| ・指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設 |                  |
| ・新技術の円滑な導入に向けた仕組み       | ・容積率制限の合理化       |
| ・建築物の事故等に対する調査体制の強化     | 等                |

### 1 開催地・日程・会場・定員

開催地	日程	会場	定員
名古屋	平成 27 年 2 月 19 日(木)	名古屋国際会議場 4 階 レセプションホール 名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号	350
福岡	平成 27 年 2 月 20 日(金)	南近代ビル 2F 会議室 福岡県福岡市博多区博多駅南 4-2-10	300
東京①	平成 27 年 2 月 23 日(月)	東京ビッグサイト 1階 レセプションホール 東京都江東区有明 3-11-1	700
沖縄	平成 27 年 2 月 24 日(火)	沖縄県青年会館 2 階 大ホール 沖縄県那覇市久米 2-15-23	100
大阪①	平成 27 年 2 月 26 日(木)	新大阪丸ビル別館 10 階 1タイプ会議室 大阪市東淀川区東中島 1-18-22	350
金沢	平成 27 年 2 月 27 日(金)	金沢勤労者プラザ 1階 多目的室 石川県金沢市北安江 3-2-20	150
東京②	平成 27 年 3 月 2 日(月)	TOC 有明 4 階 West ホール 東京都江東区有明 3 丁目 5 番 7 号	500
高松	平成 27 年 3 月 3 日(火)	かがわ国際会議場 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 6 階	150
広島	平成 27 年 3 月 4 日(水)	広島国際会議場 地下 2 階 大会議室グリア 広島市中区中島町 1 番 5 号(平和記念公園内)	250
仙台	平成 27 年 3 月 6 日(金)	ハーネル仙台 3 階「蔵王」 仙台市青葉区本町 2-12-7	200
札幌	平成 27 年 3 月 9 日(月)	会議・研修施設 ACU 大研修室 1614 札幌市中央区北 4 西 5 アスティ 45 16 階	200
大阪②	平成 27 年 3 月 11 日(水)	新大阪丸ビル別館 2 階 Hタイプ会議室 大阪市東淀川区東中島 1-18-22	200

## 2 主催等

主催:一般財団法人 建築行政情報センター(ICBA)

後援(予定):

国土交通省、公益社団法人 日本建築士会連合会、  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人 日本建築家協会、  
一般社団法人 日本建築構造技術者協会、一般社団法人 日本建設業連合会、  
一般財団法人 日本建築防災協会

## 3 プログラム

時間割	内容	講師等
13:00~14:00	受付	
14:00~16:30	改正建築基準法及び施行令等に関する解説	国土交通省住宅局建築指導課 担当官

## 4 受講料

一般価格 9,720 円(テキスト代 5,400 円+講習料 3,600 円+税 720 円)

情報会員 8,748 円(テキスト代 4,860 円+講習料 3,240 円+税 648 円)

## 5 テキスト

「平成 26 年改正建築基準法・同施行令等の解説」

編集:建築基準法研究会

※ テキストは当日会場にてお渡しします。

## 6 申込方法・期間

インターネットより、下記にアクセス後、操作手順に沿ってお申込みください。

ご案内ページ <http://www.icba.or.jp/index/h26jitsumu.html> にアクセスし、会場ごとのページに入ってくださいか、ICBA のトップページ <http://www.icba.or.jp> から、会場ごとのページに入ってください、お申し込みください。

申込期間は会場によって異なります。(会場によって 2 月 5 日(木)~2 月 18 日(水)まで)

詳しくは会場ごとのホームページをご覧ください。

ただし会場ごとに定員になり次第締め切らせていただきます。

## 7 問合せ先

受付センター Tel.042-620-5175、[mail : icba\\_jr@koshukai.jp](mailto:icba_jr@koshukai.jp)

(募集事務委託先 サンパートナーズ(株) 八王子情報センター内)

# 2014年度支部共通事業 「建築物荷重指針」改定講習会

＜主 催＞ 日本建築学会

＜後援予定＞ 開催地建築士会、開催地建築士事務所協会、都市再生機構、日本風工学会、日本建設業連合会、日本建築家協会、  
日本建築構造技術者協会、日本建築構造設計事務所協会連合会、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、  
日本建築センター、日本建築総合試験所、日本鋼構造協会、日本コンクリート工学会、日本損害保険協会、日本鉄鋼連盟、日本雪工学会

リノベーションや長期使用、想定を越えるような新しいタイプの大地震の被害が生じる現代社会において、建築物の構造設計では「用途変更も見込んだより長い供用期間に対応しつつ、将来起こりうるリスクを見通し、適切な荷重を設定すること」はますます重要になっている。建築物荷重指針・同解説は、前回2004年に改定版（第4版）が発行されたが、荷重指針は10年に一度の改定を目指しており、第4版の改定直後から本会荷重運営委員会の活動のもと、最新の研究成果・建築設計環境の変化への対応を盛り込み、2015年に第5版の刊行を迎えた。

特に現在の構造設計に合わせた改定、津波荷重と衝撃荷重という新しい対応への方針、東日本大震災の被害からの教訓なども組み入れた改定が行われたのが今回の特徴である。今回、全国に渡る講習会として企画したので、指針作成委員会から会員各位に直接説明することができる。会場にぜひお越しいただき、荷重に対する設計方針の最新の姿を見ていただきたい。

主な改定項目としては、東日本大震災の教訓を踏まえて、①偶発荷重の考え方の導入、②津波荷重の章新設、③衝撃荷重の章新設、④建物性能にロバスト性を追加したこと、などがあり、各章には過去10余年に得られた新しい知見、新しい情報などを反映している。また、荷重指針を2編に分けて、本編（第1編）で全荷重の本文と解説を、第2編で主に荷重ごとに設計例、詳細解説などを設けることにし、分冊とすることにした。なお、今回は、本編のみの発刊を予定しており、第2編は現在執筆中であり、およそ1年後の刊行を予定している。

各章の主な変更点は次の通りである。2章で荷重の組合せと要求性能を設計法から切り離し、性能設計への意識をより明確にした。雪荷重では2014年2月に関東甲信地方を襲った大雪による被害を踏まえ、降水量に基づく地上積雪重量の評価を推奨することにした。さらに雪荷重では、2014年の観測値を含む統計データに基づいた地上積雪深と地上積雪重量も示されている。風荷重では、限られた期間にのみ建設・使用される建築物の設計風速の評価が導入され、近年の研究成果に基づき、風力係数や外圧係数の値を一部見直し、構造骨組用振り風荷重の算定式の変更が行われた。地震荷重では、政府の地震調査研究推進本部による確率的地震ハザード評価を活用していく方針に基づき、2011年東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえて、従来は想定されなかったような極めて稀な事象の発生とそれによってもたらされる偶発荷重の扱いを記載した。温度荷重では、算定の基本となる年最高と年最低の外気温度について、52年間の気象庁データに基づいて再現期間100年に対する値を算定したほか、任意の再現期間に対応した年最高と年最低の外気温度も算定できるようにした。これら以外にもさまざまな見直しを行っている。

## 1. 参加費（テキスト代含む）

(1) 日本建築学会会員 13,000円 (2) 後援団体会員 15,000円 (3) 会員外（1,2以外）18,000円

## 2. テキスト

※テキストの一般販売は最終会場終了後となります。

『建築物荷重指針・同解説』改定版、B5判、約700頁

## 3. 開催地・期日・会場・定員・申込先・参加費支払方法・振込先

開催地	期日	会場	定員	申込先	参加費支払方法・振込先
東京	2015年 2月24日(火)	砂防会館別館 (東京都千代田区 平河町2-7-5)	600	日本建築学会関東支部 HP、または講習会参加申込書(裏面)にてFAXでお申し込みください。 関東支部 HP <a href="http://kanto.aij.or.jp">http://kanto.aij.or.jp</a> TEL 03-3456-2050 FAX 03-3456-2058	*銀行振込のみ ・東京三菱銀行京橋支店 普通預金口座 1719754 シヤ)ニホンケンチクガツカイカントウシブ
広島	2月27日(金)	広島県情報プラザ 地下多目的ホール (広島市中区千田町3-7-47)	200	日本建築学会中国支部 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階 TEL 082-243-6605	*銀行振込のみ ・広島銀行大手町支店 普通預金口座 3350266 シヤ)ニホンケンチクガツカイチュウゴクシブ
福岡	3月2日(月)	福岡建設会館 (福岡市博多区 博多駅東3-14-18)	160	日本建築学会九州支部 〒810-0001 福岡市中央区天神4-7-11 クレアビル5階 TEL 092-406-2416	*銀行振込のみ ・福岡銀行博多駅前支店 普通預金口座 2250807 シヤ)ニホンケンチクガツカイキウシュウシブ
仙台	3月2日(月)	仙台市情報・産業プラザ 6階セミナールーム2AB (仙台市青葉区中央1-3-1)	130	日本建築学会東北支部 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル4階 TEL 022-265-3404	*銀行振込のみ ・七十七銀行仙台市役所支店 普通預金口座 9060588 シヤ)ニホンケンチクガツカイトウホクシブ
札幌	3月3日(火)	北海道建設会館 9階大会議室 (札幌市中央区北4条西3丁目1番地)	100	日本建築学会北海道支部 札幌市中央区北4条西3丁目 1番地 北海道建設会館6階 TEL 011-219-0702	*銀行振込のみ ・北洋銀行北七条支店 普通預金口座 0087146 シヤ)ニホンケンチクガツカイホツカイドウシブ
名古屋	3月3日(火)	昭和ビル9階ホール (名古屋市中区栄4-3-26)	150	日本建築学会東海支部 〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル5階 TEL 052-243-6244	*銀行振込のみ ・三菱東京UFJ銀行栄町支店 普通預金口座 0301491 シヤ)ニホンケンチクガツカイトウカイシブ
金沢	3月4日(水)	ITビジネスプラザ武蔵 6階交流室1 (金沢市武蔵町14-31)	80	日本建築学会北陸支部 〒920-0863 金沢市玉川町15-1 パークサイドビル3階 TEL 076-220-5566	*銀行振込のみ ・北国銀行武蔵が辻支店 普通預金口座 399979 シヤ)ニホンケンチクガツカイホクリクシブ
大阪	3月5日(木)	大阪科学技術センター 8階大ホール (大阪市西区靱本町1-8-4)	280	日本建築学会近畿支部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センター TEL 06-6443-0538	*銀行振込のみ ・三井住友銀行大阪本店営業部 普通預金口座 4481226 ・ゆうちょ銀行 同行からの振込 14100-90203811 他行からの振込 418店 (普)418-9020381 シヤ)ニホンケンチクガツカイキンキシブ
高知	3月6日(金)	高知会館 平安の間 (高知市本町5-6-42)	50	日本建築学会四国支部 〒782-0003 香美市土佐山田町宮ノ口185 高知工科大学地域連携棟201 TEL 0887-53-4858	*銀行振込または現金書留 ・四国銀行 山田支店 普通預金口座 583662 シヤ)ニホンケンチクガツカイシコクシブ

4. プログラム \*講師・時間割りは都合により変更となる場合があります。

時間	10:20~ 10:30	10:30~ 10:55	10:55~ 11:15	11:15~ 12:00	13:00~ 14:15	14:15~ 15:30	15:40~ 16:05	16:05~ 16:20	16:20~ 16:55	16:55~ 17:30
内容	開会挨拶	改定の主旨 1章 総則 2章 荷重の組合せ	3章 固定荷重 4章 積載荷重	5章 雪荷重	6章 風荷重	7章 地震荷重	8章 温度荷重 12章 その他の荷重	9章 土圧および水圧	10章 津波荷重	11章 衝撃荷重
東京 2/24(火)	各 支 部 役 員	小檜山雅之 (慶応義塾大学)	山村一繁 (首都大学東京)	中島 肇 (清水建設)	植松 康 (東北大学)	石井 透 (清水建設)	石川孝重 (日本女子大学)	鈴木 誠 (千葉工業大学)	奥田泰雄 (国土技術政策 総合研究所)	加納俊哉 (JSOL)
広島 2/27(金)		糸井達哉 (東京大学)	高橋 徹 (千葉大学)	高橋 徹 (前掲)	谷口徹郎 (大阪市立大学)	糸井達哉 (前掲)	中島秀雄 (清水建設)	高橋 徹 (前掲)	濱本卓司 (東京都市大学)	濱本卓司 (前掲)
福岡 3/2(月)		森 保宏 (名古屋大学)	高橋 徹 (前掲)	高橋 徹 (前掲)	西村宏昭 (京都大学)	井上 超 (安藤・間)	石川孝重 (前掲)	森 保宏 (前掲)	濱本卓司 (前掲)	濱本卓司 (前掲)
仙台 3/2(月)		三橋博三 (東北大学)	三橋博三 (前掲)	三橋博三 (前掲)	大竹和夫 (竹中工務店)	福島誠一郎 (リスク工学研)	池田周英 (竹中工務店)	石原 直 (建築研究所)	石原 直 (前掲)	加納俊哉 (前掲)
札幌 3/3(火)		高田毅士 (東京大学)	石川孝重 (前掲)	桜井修次 (北海学園大学)	奥田泰雄 (前掲)	高田毅士 (前掲)	石川孝重 (前掲)	井川 望 (湖池組)	奥田泰雄 (前掲)	井川 望 (前掲)
名古屋 3/3(火)		森 保宏 (前掲)	井戸田秀樹 (名古屋工業大学)	高橋 徹 (前掲)	松井正宏 (東京工芸大学)	中村博一 (フォーラム8)	小林秀雄 (日本設計)	森 保宏 (前掲)	有川太郎 (港湾空港技術研究所)	中村尚弘 (竹中工務店)
金沢 3/4(水)		山村一繁 (前掲)	山村一繁 (前掲)	前田博司 (福井工業大学)	近藤宏二 (鹿島建設)	田村良一 (新潟工科大学)	長瀬 悟 (日建設計)	山村一繁 (前掲)	壁谷澤寿一 (国土技術政策 総合研究所)	西田明美 (日本原子力機構)
大阪 3/5(木)		糸井達哉 (前掲)	太田博章 (竹中工務店)	前田博司 (前掲)	谷口徹郎 (前掲)	松島信一 (京都大学)	浅井英克 (大林組)	糸井達哉 (前掲)	石原 直 (前掲)	向井洋一 (神戸大学)
高知 3/6(金)		小檜山雅之 (前掲)	久木章江 (文化学園大学)	苔米地 司 (北海道科学大学)	西村宏昭 (前掲)	田中浩平 (鉄道総合技術研究所)	久木章江 (前掲)	小檜山雅之 (前掲)	長谷部雅伸 (清水建設)	竹内義高 (大林組)

5. 申込方法 会場によって申込方法が異なりますのでご注意ください。お電話での申込みは受け付けておりません。

- ・各開催地指定の方法にて参加費をお支払いのうえ、必要事項を明記した下記申込書と参加券送付用封筒を同封し、郵送でお申し込みください。
- ・ただし東京会場は、参加費を銀行振込にてお支払いのうえ、関東支部 HP、または下記申込書にて FAX でお申し込みください（東京会場のみ参加券送付用封筒は不要です）。

講習会参加申込書

講習会名・会場	「建築物荷重指針」改定講習会 ( ) 会場		
参加者 *1	フリガナ	会員番号	
	氏名		
会員区分	<input type="checkbox"/> 日本建築学会会員 (個人会員/法人・賛助会員 *2) <input type="checkbox"/> 後援団体会員 (団体名・No.等 : ) <input type="checkbox"/> 左記以外		
勤務先名			所属部署
住所	〒 ( ) ( <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 )		電話
			FAX
			E-mail
参加費	円 (支払方法は、会場によって異なりますのでご注意ください)		
支払方法 *3 申込方法 *4 (各開催地の申込方法・支払方法をご確認ください)	<input type="checkbox"/> 銀行振込: 指定口座に入金のうえ、本申込書 (振込依頼銀行欄記入または振込明細書コピー貼付) と参加券送付用封筒 (82円切手貼付、宛名記入) を同封し、お申し込みください。折り返し参加券と領収書をお送りします (東京会場は関東支部 HP または FAX にてお申し込みください。東京会場のみ、参加券送付用封筒は不要です)。		
	<input type="checkbox"/> 現金書留: 本申込書と参加券送付用封筒 (82円切手貼付、宛名記入) を同封し、代金を添えてお申し込みください。折り返し参加券と領収書をお送りします。		
振込元銀行 (右欄記入の代わりに、振込明細書のコピーを貼付いただいても結構です)	銀行名・支店名	銀行	支店
	ご依頼者(社)名		
	振込金額	円 他と合算送金の場合は通信欄へ内訳をご記入ください	振込日
関連催し物のご案内	<input type="checkbox"/> 今後、関連する講習会等催し物の案内を希望しない。 (今後、関連する講習会等催し物のご案内をお送りします。希望されない方は、□に✓を記入してください)		

- \*1: 同一組織での複数名によるお申し込みの際は、参加者全員の①氏名(フリガナ)、②会員番号、③会員区分を通信欄にご記入いただければ、申込書は1枚で結構です。
- \*2: 法人会員・賛助会員は、1口につき5名を会員扱いとします。(必ず会員番号をご記入ください)
- \*3: 該当部分の□に✓を記入してください。
- \*4: 参加費の払い戻しはいたしません。なお、振込手数料は申込者にてご負担ください。

通信欄

--	--

# 伝統再築士

残したい日本の家 伝統構法の再生基準を学び、古民家再生のプロに……

## 伝統再築士講習・試験

3/8

at 大阪

3/9

at 愛知

3/16

at 東京

3/21

at 福岡

- 建築士資格をお持ちの方
- 伝統構法の耐震改修方法を学びたい方
- 伝統構法の理解を深めたい方  
にお勧めの資格です。

## 概要

大阪会場：平成 27 年 3 月 8 日（日）

愛知会場：平成 27 年 3 月 9 日（月）

東京会場：平成 27 年 3 月 16 日（月）

福岡会場：平成 27 年 3 月 21 日（土）

各日会場名・住所は裏面をご覧ください。

時間：13 時～17 時

受験資格：一級建築士・二級建築士・木造建築士  
上記いずれかの資格保有者

講習・認定費用：38,000 円

古民家解体新書 代金：6,780 円（税込）

※講習終了後に簡単な終了考査があります。

※テキストについては当日会場で配布致します。

※既にテキスト（古民家解体新書）をお持ちの場合は、会場へお持ち下さい。

## 伝統再築士とは

古民家などの伝統構法の住宅の耐震性などの基準と補強方法を学ぶ新しい資格です。平成26年4月にスタートし350名を超える資格者が活動を始めています。

伝統再築士の業務内容は、築50年以上を経過した木造軸組伝統構法建造物の、現地での模様替え並びに過半の主要構造部の修繕を行う際に既存不適格状態のまま、木造軸組伝統構法が持つ復元力を高める方法で独自の建物の性能を表示し改修を提案することです。

全国古民家再生協会連絡会議内に設けられた再築基準委員会の答申に基づきガイドラインを策定。ガイドラインに基づいた講習をします。



建築士会CPD認定講習  
(3単位)

## お申し込み方法

申込締切：平成 27 年 2 月 27 日（金）

一般社団法人住まい教育推進協会 HP (<http://hepa.or.jp>) から、申込フォームに従いお申し込みください。インターネットからのお申し込みが難しい場合は、裏面の用紙に必要事項をご記入いただき FAX でお申し込みください。



資格認定団体／一般社団法人住まい教育推進協会

東京事務局 〒107-0061 東京都港区北青山2-7-26 フジビル28 2階 227 TEL:03-6233-9157

愛媛事務局 〒791-8066 愛媛県松山市祇川1-3-18 ペガサス祇川1階 TEL:089-967-7723 FAX:089-967-7787

\*住まい教育推進協会は厚生労働省認可財団法人職業技能振興会認定の「古民家鑑定士」の資格運営や独自認定の「古材鑑定士」などの古民家についての資格制度を運営している団体です。

# 伝統再築士受講申込書

- 大阪会場** 開催日：3月8日(日)  
会場：新大阪丸ビル 本館 403 (大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番5号)
- 愛知会場** 開催日：3月9日(月)  
会場：ウィンクあいち (愛知県産業労働センター) 1309 会議室  
(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)
- 東京会場** 開催日：3月16日(月)  
会場：クロスコープ青山 セミナールーム大 (東京都港区北青山2-7-26 フジビル28 9階)
- 福岡会場** 開催日：3月21日(土)  
会場：クローバープラザ 東棟 505 研修室 (福岡県春日市原町3丁目1番7号)



●インターネットからお申し込み

<http://www.hepa.or.jp/伝統再築士>

会場・開催時間等が変更になる場合があります。上記の公式サイトにて最新情報をご確認ください。

●FAXからお申し込み **FAX番号 089-967-7787**

申込締切  
2/27(金)

氏名	(ふりがな)		
住所	〒 都道 府県		
電話	FAX		
メール	@ ※メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください		
生年月日	西暦	年 月 日	性別 男性・女性
会社名			
受講会場	大阪会場 ・ 愛知会場 ・ 東京会場 ・ 福岡会場		
保有資格	1級建築士・2級建築士・木造建築士 建築士認定番号( )		
この資格を どこで知りましたか?	新聞広告・facebook・FAX・紹介・口コミ・チラシ インターネット・テレビ・その他( )		
テキスト 「古民家解体新書」購入冊数 ○をつけてください。	・購入希望 冊 1冊あたり6,780円(税込・送料込)を、受講料38,000円に加えて お振り込みください。 ・所有している 当日必ずご持参ください。		

## お振込先

お支払いは下記口座へお振込下さい  
【銀行名】みずほ銀行 芝支店  
【店番】054  
【名義】一般社団法人住まい教育推進協会  
【口座】普通 4360140  
※振込手数料はご負担下さい。

受講料とテキスト代金の合計を下記振込先へ  
お振り込み後、本シートをFAXしてください。

- 申込シートに記入完了しましたか?  
 講習費を振込されましたか?

**FAX 089-967-7787**

# 「建築物の防火・避難対策と建築基準法、 消防法における防災関係規定講習会」のご案内

一般財団法人日本建築防災協会

本会では、建築物防災週間協賛行事として、例年「建築防火・防災」講習会を開催しています。

この講習会では、近年の火災事例をもとに、建築物の防火・避難対策の考え方について、菅原進一 東京理科大学教授から講演していただきます。

また、建築基準法における防災関係規定と防・耐火構造・材料について国土交通省担当官から、消防法における消防用設備の設置・維持に関する規定について総務省消防庁担当官から、最新の情報を含め説明していただきます。

建築物の所有者・管理者の皆様をはじめ、建築物の設計・施工・工事監理・維持保全に携わる皆様、消防用設備の設置・維持に関係する皆様、建築・消防行政担当の皆様、建築防火材料メーカーの皆様等、関係各位には是非受講されますようご案内いたします。

本講習会は建築士継続能力開発（CPD）制度認定講座3単位（予定）です。「建築CPD」（（公財）建築技術教育普及センター）または「建築士会CPD」（（公社）日本建築士会連合会）に参加されている建築士の方には、自動的にこのCPD単位が付与されますので、お申し込みの際に、氏名・フリガナ、建築士番号を正確に記入してください。

## 1. 開催地・開催日時・会場・定員

開催地	開催日時	会場	定員
大阪	平成27年3月 2日（月） 13:00～16:45	大阪府建築健保会館 6階ホール 大阪市中央区泉町2-1-11	150名
東京	平成27年3月 3日（火） 13:00～16:45	発明会館 地階ホール 港区虎ノ門2-9-14	200名

## 2. 講習科目・講師（講師等の都合により変更となる場合があります。）

- (1) 開会挨拶（13:00～13:10） 開催地建築行政担当課長等
- (2) 建築物の防火・避難対策について（13:10～14:10） 東京理科大学教授 菅原 進一
- (3) 建築基準法における防災関係規定と防・耐火構造・材料及び建築指導行政の最新の動向について（14:20～15:35）  
国土交通省住宅局建築指導課担当官
- (4) 消防法における消防用設備の設置・維持に関する規定及び火災予防行政の最新の動向について（15:45～16:45）  
消防庁予防課担当官

## 3. テキスト

- ①防火材料のしおりー防火材料で安全建築をつくろうー（2013年版）  
編集：国土交通省住宅局建築指導課、防火材料等関係団体協議会
- ②講師説明用資料

## 4. 参加費 7,000円（税込、テキスト代含む、テキストは当日配布いたします。） ※参加費は当日会場で申し受けます。

## 5. 受講申し込み方法

- (1) 裏面の「受講申込書及び受講票」に必要事項を記載し、FAX（03-5512-6455）にて主催団体の一般財団法人日本建築防災協会（東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル 電話 03-5512-6451）にお申し込み下さい。
- (2) お送りいただいた「受講申込書及び受講票」に受講番号を記入してFAXにて送付いたします。
- (3) 講習会当日、会場に参加費とともに「受講申込書及び受講票」をお持ち下さい。

## 6. 申込締切日

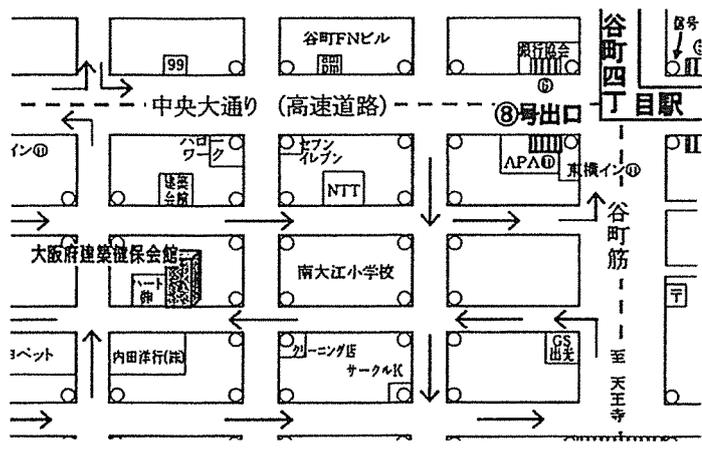
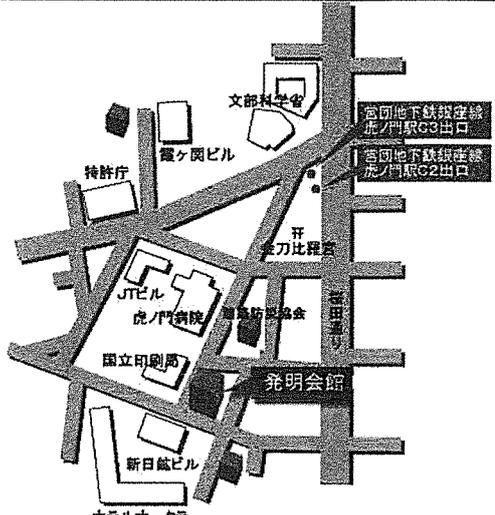
大阪会場 平成27年2月23日（月）、東京会場 平成27年2月24日（火）  
但し、締切日前でも定員に達した場合締め切らせて頂きますので、お早めにお申し込み下さい。

## 7. 申込先・問合せ先

一般財団法人日本建築防災協会 防火・防災講習会係  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3F（Tel. 03-5512-6451 FAX. 03-5512-6455）

## 8. 後援（依頼先）

国土交通省、消防庁、東京都、大阪府、日本建築行政会議、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）ロングライフビル推進協会、（一財）日本消防設備安全センター、（一社）日本火災報知機工業会、（一社）日本消火装置工業会、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）大阪建築防災センター、（一社）東京建築士会、（公社）大阪府建築士会、（一社）東京都建築士事務所協会、（一社）大阪府建築士事務所協会、防火材料等関係団体協議会、建築物防災推進協議会

<p>大阪会場（平成27年3月2日（月））                  大阪府建築健保会館 6階ホール                  地下鉄谷町線、中央線「谷町4丁目」駅下車（8号出口）                  徒歩約6分</p>	<p>東京会場（平成27年3月3日（火））                  発明会館 地階ホール                  地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車（3番出口）                  徒歩約5分</p>
	

「建築物の防火・避難対策と建築基準法、消防法における防災関係規定」講習会

受講申込書及び受講票

(FAX 03-5512-6455)

※ 受講された建築士等の方でCPD制度に参加されている方は、自動的に本講習会のCPD単位が付与されますので、建築士番号をご記入下さい。

受講番号（記入しないで下さい）
一般財団法人日本建築防災協会

フリガナ		受講希望会場に○印を付けて下さい。	
受講者氏名		大阪会場 3月2日 東京会場 3月3日	
連絡先	自宅 ・ 勤務先 (いずれかに○印を付けてください)	参加費（消費税込）	7,000円
住所	〒 _____ 都・道 府・県		
勤務先名			
勤務先部課名			
電話番号	— —	FAX番号 (受講票送信のため、 必ず記入してください)	— —
●建築士番号	1級	第	号
	2級 ( )都道府県( )	第	号
	木造 ( )都道府県( )	第	号
備考			

この申込書に記載された個人情報、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付及びCPD制度の手続きに使用します。それ以外の目的には使用いたしません。